

## 著作権法の一部を改正する法律案 正誤表

※ [省略] は本正誤表においての省略を、太字下線は正誤箇所を表す。

※ページ数は、令和3年3月30日更新前の掲載資料のページ数を表す。

### ○ 新旧対照表

#### 【1 ページ】

	改正案	現行
誤	<p>(定義)                      第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      一～九の五 (略)  <u>九の六</u> [省略]  <u>九の七</u> [省略]  <u>九の八</u> [省略]                      十～二十二 [省略]  <u>二十三</u> [省略]  <u>二十四・二十五</u> (略)                      2～9 [省略]</p>	<p>(定義)                      第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      一～九の五 (略)                      (新設)                        十～二十二 [省略]                      (新設)  <u>二十三・二十四</u> (略)                      2～9 [省略]</p>
正	<p>(定義)                      第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      一～九の五 (略)  <u>九の六</u> [省略]  <u>九の七</u> [省略]  <u>九の八</u> [省略]                      十～二十二 [省略]  <u>二十三</u> [省略]  <u>二十四・二十五</u> (略)                      2～9 [省略]</p>	<p>(定義)                      第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      一～九の五 (略)                      (新設)  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>                      十～二十二 [省略]                      (新設)  <u>二十三・二十四</u> (略)                      2～9 [省略]</p>

【6 ページ】

	改正案	現行
誤	<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第三十一条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p><u>4 [省略]</u></p> <p><u>5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。</u></p> <p><u>一・二 [省略]</u></p> <p><u>6 [省略]</u></p> <p><u>7 [省略]</u></p>	<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第三十一条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
正	<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第三十一条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p><u>4 [省略]</u></p> <p><u>5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。</u></p> <p><u>一・二 [省略]</u></p> <p><u>6 [省略]</u></p> <p><u>7 [省略]</u></p>	<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第三十一条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>(新設)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

## ○ 参照条文

### 【2 ページ】

誤	<p>(定義)            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            一～二十 [省略]            二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び<u>第百十三条第三項</u>において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を<u>著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</u>            二十二～二十四 [省略]            2～9 [省略]</p>
正	<p>(定義)            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            一～二十 [省略]            二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び<u>第百十三条第六項</u>において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。            二十二～二十四 [省略]            2～9 [省略]</p>

### 【8 ページ】

誤	<p>(複製物の目的外使用等)            第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。            一～三 [省略]            四・五 (略)            2 [省略]</p>
正	<p>(複製物の目的外使用等)            第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。            一～三 [省略]            四～六 (略)            2 [省略]</p>

【9 ページ】

誤	<p>(著作物の利用の許諾)          第六十三条 [省略]          2 [省略]          3 <u>第一項の許諾に係る著作物を利用する権利</u>は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。          4・5 [省略]</p>
正	<p>(著作物の利用の許諾)          第六十三条 [省略]          2 [省略]          3 <u>利用権 (第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。)</u>は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。          4・5 [省略]</p>

【17 ページ】

誤	<p>(著作隣接権の制限)          第二百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二 (第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条 (第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、<u>第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。</u>この場合において、<u>同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。</u>          2～9 [省略]</p>
正	<p>(著作隣接権の制限)          第二百二条 <u>第三十条第一項 (第四号を除く。第九項第一号において同じ。)</u>、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二 (第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条 (第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、<u>第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。</u>この場合において、<u>第三十条第一項第三号中「自動公衆送信 (国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化 (国外で行われる送信可能化」と、「含む。)」とあるのは「含む。)」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。</u>          2～9 [省略]</p>

【17 ページ】

<p>誤</p>	<p>(著作隣接権の制限)          第百二条 [省略]          2～8 [省略]          9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。          一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者          二～五 [省略]</p>
<p>正</p>	<p>(著作隣接権の制限)          第百二条 [省略]          2～8 [省略]          9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。          一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、<u>第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項</u>、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者          二～五 [省略]</p>

【18 ページ】

<p>誤</p>	<p>(著作隣接権の譲渡、行使等)          第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>正</p>	<p>(著作隣接権の譲渡、行使等)          第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条（<u>第二号に係る部分に限る。</u>）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、<u>第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。</u>この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。</p>